

公布した規則一覧

令和5年

公布番号	規則名
101	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
102	杉並区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則
103	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
104	杉並区理容師法施行細則の一部を改正する規則
105	杉並区美容師法施行細則の一部を改正する規則
106	杉並区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
107	杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
108	杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
109	杉並区旅館業法施行細則の一部を改正する規則
110	杉並区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
111	杉並区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則
112	杉並区食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
113	杉並区空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定による特定空家等に対する措置の代執行に要した費用の徴収に関する規則
114	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
115	杉並区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
116	杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則
117	杉並区印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
118	杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
119	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
120	杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第101号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年杉並区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第102号

杉並区職員の災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の災害派遣手当に関する規則（平成7年杉並区規則第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第103号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成12年杉並区規則第119号）の一部を次のように改正する。

第1条第12号ウ中「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 法第3条の4第1項の規定による営業者の地位の承継の承認並びに同条第3項において準用する法第3条第2項及び第3項の規定による営業者の地位の承継の不承認、同条第4項の規定による意見の照会、同条第5項の規定による通知並びに同条第6項の規定による条件の付与

第1条第25号イ（ク）中「省令」の次に「第67条の2第1項」を、「第70条第1項」の次に「（これらの規定を省令第70条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ（ケ）中「第70条の2」を「第70条の2第1項」に改める。

第2条中「第12号エ及びオ」を「第12号オ及びカ」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

杉並区理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第104号

杉並区理容師法施行細則の一部を改正する規則

杉並区理容師法施行細則（昭和50年杉並区規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第4号の2様式」を「第4号の2の2様式」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 省令第20条の2の規定による譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、第4号の2様式による。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

		年 月 日
杉並区長 宛		
		開設者住所
		氏 名
		〔法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者氏名〕
		電話 ()
理 容 所 開 設 届		
下記のとおり開設するので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。		
記		
1	施設の名称	
2	施設の所在地	電話 ()
3	管理理容師氏名	
	住所	
4	構造及び設備の概要	別紙のとおり
5	理容師の氏名及び登録番号 並びにその他の従業者の氏名	別紙のとおり
6	理容師の伝染性疾病の有無	
7	開設予定年月日	年 月 日
8	同一の場所で美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称	
9	同一の場所で美容所の開設の届出がされている 場合又は本書と同時に届出を行う場合は、 当該美容所の開設予定年月日	年 月 日
添付書類	1 理容師の場合は、理容師免許証又は理容師免許証明書及び当該理容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書	
	2 管理理容師の場合は、それを証する書類	
	3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）	
	4 同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所に従事している施術者の理容師免許証又は理容師免許証明書及び美容師免許証又は美容師免許証明書	
	5 同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合又はこの届出と同時に美容所の開設の届出を行う場合は、美容所の開設の届出に記載した施術者の理容師免許証又は理容師免許証明書及び美容師免許証又は美容師免許証明書	

第4号の2様式を第4号の2の2様式とし、第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式（第3条関係）

	年	月	日
杉並区長 宛			
	住 所		
	氏 名		
		年	月 日生
	電 話	()	
	〔 法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕		
理容所の開設者の地位承継届			
下記のとおり理容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。			
記			
1	営業を譲渡した者		
	(1) 住所		
	(2) 氏名		
	(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)		
2	譲渡の年月日	年	月 日
3	理容所の名称		
4	理容所の所在地		
添付書類			
	(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類		
	(2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）		

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者による理容所（理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所をいう。）の開設の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第4号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第105号

杉並区美容師法施行細則の一部を改正する規則

杉並区美容師法施行細則（昭和50年杉並区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第4号の2様式」を「第4号の2の2様式」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 省令第20条の2の規定による譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、第4号の2様式による。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

		年 月 日
杉並区長 宛	開設者住所	
	氏 名	
	〔法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者氏名〕	
	電話 ()	
美 容 所 開 設 届		
下記のとおり開設するので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。		
記		
1 施設の名称		
2 施設の所在地	電話 ()	
3 管理美容師氏名		
	住所	
4 構造及び設備の概要	別紙のとおり	
5 美容師の氏名及び登録番号 並びにその他の従業者の氏名	別紙のとおり	
6 美容師の伝染性疾病の有無		
7 開設予定年月日	年 月 日	
8 同一の場所で理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称		
9 同一の場所で理容所の開設の届出がされている 場合又は本書と同時に届出を行う場合は、 当該理容所の開設予定年月日	年 月 日	
添付書類	1 美容師の場合は、美容師免許証又は美容師免許証明書及び当該美容師に係る伝染性疾病の有無に関する医師の診断書 2 管理美容師の場合は、それを証する書類 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。） 4 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所に従事している施術者の美容師免許証又は美容師免許証明書及び理容師免許証又は理容師免許証明書 5 同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合又はこの届出と同時に理容所の開設の届出を行う場合は、理容所の開設の届出に記載した施術者の美容師免許証又は美容師免許証明書及び理容師免許証又は理容師免許証明書	

第4号の2様式を第4号の2の2様式とし、第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式（第3条関係）

	年	月	日
杉並区長 宛			
	住 所		
	氏 名		
		年	月 日生
	電 話	()	
	〔 法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕		
美容所の開設者の地位承継届			
下記のとおり美容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。			
記			
1	営業を譲渡した者		
	(1) 住所		
	(2) 氏名		
	(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)		
2	譲渡の年月日	年	月 日
3	美容所の名称		
4	美容所の所在地		
添付書類			
	(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類		
	(2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）		

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者による美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）の開設の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第4号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第106号

杉並区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

杉並区クリーニング業法施行細則（昭和50年杉並区規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第2条の4」を「第2条の5」に、「第7号様式」を「第6号の2様式」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日
杉並区長 宛
営業者住所 氏 名 年 月 日生 電話（ ） 〔法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者氏名〕
ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届
下記のとおり開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出 ます。
記
1 施設の名称
2 施設の所在地
3 開設予定年月日
4 構造及び設備の概要 別紙のとおり
5 営業者等の本籍住所氏名 別紙のとおり
6 従事者数
7 クリーニング所の種類 (1) 取次所 (2) リネンサプライ () (3) リネンと一般 (4) 一般 (5) 消毒を要する洗濯物を取り扱うクリーニング所
添付書類 (1) 従事者中にクリーニング師がいる場合は、クリーニング師の氏名、本籍、 住所及び生年月日並びに登録番号を記載した書類 (2) 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数 及びクリーニング師の氏名を記載した書類

第2号様式（第3条関係）

年 月 日
杉並区長 宛
営業者住所 氏 名 年 月 日生 電話（ ） 〔法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者氏名〕
無 店 舗 取 次 店 営 業 届
下記のとおり営業するので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。
記
1 無店舗取次店の名称
2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号
3 業務用車両の保管場所
4 営業区域
5 営業開始の予定年月日
6 業務用車両の構造の概要 別紙のとおり
7 営業者の本籍
8 従事者数
9 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合はその旨
添付書類 (1) 従事者中にクリーニング師がいる場合は、クリーニング師の氏名、本籍、住所及び生年月日並びに登録番号を記載した書類 (2) 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第6号様式の次に次の2様式を加える。

第6号の2様式（第3条関係）

	年	月	日	
杉並区長 宛				
	住 所			
	氏 名			
		年	月	日生
	電 話	()		
	〔 法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕			
クリーニング所の営業者の地位承継届				
下記のとおりクリーニング所の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。				
記				
1	営業を譲渡した者			
	(1) 住所			
	(2) 氏名			
	(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)			
2	譲渡の年月日	年	月	日
3	クリーニング所の名称			
4	クリーニング所の所在地			
添付書類				
	(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類			
	(2) 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類			

年 月 日

杉並区長 宛

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話 ()

〔 法人の場合は、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

無店舗取次店の営業者の地位承継届

下記のとおり無店舗取次店の営業者の地位を譲渡により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 営業を譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

2 譲渡の年月日 年 月 日

3 無店舗取次店の名称

4 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号

5 業務用車両の保管場所

添付書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者による営業者（クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第2項に規定する営業者をいう。）の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第107号

杉並区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

杉並区食品衛生法施行細則（昭和50年杉並区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第70条の2」を「第70条の2第1項」に改める。

第7条中「省令」の次に「第67条の2第1項、」を、「第70条第1項」の次に「（これらの規定を省令第70条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第3号様式を次のように改める。

【許可・届出共通】

年 月 日

杉並区長 宛

営業許可申請書・営業届（新規・継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生責任者の氏名	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		□
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		□
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

第5号様式を次のように改める。

杉並区長 宛

地位承継届

以下のとおり、（許可・届出）営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき、届け出ます。

※以下の情報は官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)			生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄	
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	譲渡した者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)		
	譲渡した者の住所 (法人にあつては、その所在地)			
	譲渡年月日	年 月 日		
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	被相続人の氏名	(ふりがな)		
	被相続人の住所			
	相続開始年月日 年 月 日			
	添付書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が2人以上いる場合）			
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)		
	合併により消滅した法人の所在地			
	合併年月日 年 月 日			
	添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）			

(裏)

分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			

備考	
----	--

第7号様式及び第8号様式中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第7項に規定する営業（同法第68条第3項に規定する場合を含む。）の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者による営業の許可の申請及び営業の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第3号様式、第5号様式、第7号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第108号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第52号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第3号の2様式」を「第3号の2の2様式」に改め、同条を第5条の2の2とし、第5条の次に次の1条を加える。

（譲渡による承継の届出）

第5条の2 条例第3条の2第2項の規定により譲渡による許可経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第3号の2様式によるプール経営承継届を区長に提出しなければならない。

- （1）届出者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び電話番号）
- （2）プールの経営を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- （3）譲渡の年月日
- （4）プールの名称及び所在地

2 前項のプール経営承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）プールの経営の譲渡が行われたことを証する書類
- （2）届出者が法人の場合にあつては、届出者の登記事項証明書

第3号の2様式中「第5条の2」を「第5条の2の2」に、「あて」を「宛」に改め、同様式を第3号の2の2様式とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

杉並区長 宛

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ）

（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び電話番号）

プ ー ル 経 営 承 継 届

杉並区プールの衛生管理等に関する条例第3条の2第2項の規定により、下記のとおりプールの許可経営者の地位を譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1 譲渡した者

(1) 住所

(2) 氏名

（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

2 譲渡の年月日

3 プールの名称

4 プールの所在地

添付書類

(1) プールの経営の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合は、届出者の登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第3号の2様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

|

|

|

|

